

(仮称) 奥日光交通ビジョン作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

栃木県では、奥日光地域の現状と課題を精緻に把握し、関係者が連携して環境に配慮した今後の持続可能な奥日光地域のあり方を検討するため、令和7年1月に「奥日光地域における持続可能な地域づくり検討会」(以下「検討会」という。)を設置した。

本業務は、令和7年度に実施した「奥日光地域新モビリティ導入検討基礎調査業務委託」(以下「令和7年度業務委託」とする)の結果を基に、地域全体の交通の将来像となる「(仮称)奥日光交通ビジョン」の作成を行う。

2 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 奥日光交通ビジョン作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「(仮称)奥日光交通ビジョン作成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 契約期間 契約の日から令和9年3月25日まで
- (4) 委託料限度額 25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び問い合わせ先 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県県土整備部交通政策課
電話 028-623-2447
FAX 028-623-2399
電子メール kotsu@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、栃木県が発注する業務に対する入札参加資格を有する者、若しくは栃木県の建設工事関連業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) プロポーザルの公示日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 過去10年以内に交通に関する計画、若しくは交通に関する検討を含むまちづくりや地域づくりに関連する計画策定業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8年	5月20日(水)	
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8年	5月25日(月)	16時必着
ウ 質問に対する回答	令和8年	5月29日(金)	
エ 参加表明書の提出期限	令和8年	6月3日(水)	16時必着
オ 参加資格審査結果の通知	令和8年	6月9日(火)	
カ 企画提案書の受付開始	令和8年	6月10日(水)	
キ 企画提案書の提出期限	令和8年	6月19日(金)	16時必着
ク プレゼンテーション	令和8年	6月24日(水)、25日(木)	(予定)
ケ 審査結果の通知・公表	令和8年	6月30日(火)	(予定)

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布開始：令和8年5月20日(水)
- イ 配布場所：栃木県ホームページ(入札・公売)からダウンロードすること。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：令和8年5月20日（水）～令和8年5月25日（月） 16時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和8年5月29日（金）

エ 回答方法：回答は、栃木県ホームページ（4（2）イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、電子メール、持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。

ア 提出期限：令和8年6月3日（水） 16時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）に提出すること。

ウ 提出方法：電子メール、持参（平日の午前9時から16時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※電子メール、郵送の場合は、到着確認のため、2（5）に電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月3日（水）16時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のエに基づいて作成した企画提案書を電子メール、持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること

ア 提出期限：令和8年6月19日（金） 16時必着

イ 提出場所：2（5）に提出すること。

ウ 提出方法：電子メール、持参（平日の9時から16時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※電子メール、郵送の場合は、到着確認のため、2（5）に電話連絡を行うこと。

エ 企画提案書の作成に係る留意事項

・企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合は、A4版サイズに折り込むこと。

・頁数は20頁までとし、フォントサイズは10ポイント以上とする。

・企画提案書は、片面・カラー印刷とすること。

・企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

①企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

②実施計画及び全体のスケジュール

③業務遂行人員体制

④配置予定技術者の経歴（業務経歴（3件まで）を含む）

⑤同種・類似事業の業務実績

⑥見積額

・企画提案書は1者1提案とする。

・企画提案書を持参又は郵送で提出する場合の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

・企画提案の審査では、企画提案書に基づきプレゼンテーションの実施するため、プレゼンテーションに適した様式で作成すること。

・提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等の提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回を認めない。

イ 企画提案書に記載した内容については指示のない限り必ず実施する。

ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

オ 県は、必要に応じて、参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。

カ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負

担とする。

- キ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ク 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ケ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- コ 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「(仮称)奥日光交通ビジョン作成業務委託 評価基準」(以下「評価基準」という。)のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時、場所については、別途通知する。なお、プレゼンテーションは、企画提案書本体(4 (5)により提出された副本と同一のものに限る)をモニターに投影することができる。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し、評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア (3)の審査の結果、各選定委員による評価の合計点の平均点(以下「平均点」という。)が最も高い者を契約の相手方の候補者(以下「契約候補者」という。)として選定する。

イ アにおいて、平均点の最も高い提案書が複数あった場合には、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。

ウ ア、イに関わらず、平均点が66点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 参考見積の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

「契約候補者の名称及び選定理由」について、栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 栃木県は、本業務の実施に当たり、関係機関等との調整状況等に応じて、企画提案内容等の変更を求めることができる。

(3) 本業務における成果品(著作権及び使用权を含む。)は、すべて栃木県に帰属するものとする。なお、栃木県が成果品を使用するに当たり権利の制限がある場合は、企画提案書にその旨を明記すること。

(4) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(5) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。